

第4 有害物質使用特定施設等に係る規制

有害物質による地下水汚染を防ぐため、有害物質の貯蔵施設や配管類について、構造や点検に関する基準が設けられています。

新設の施設はA基準を満たす必要があり、平成24年6月1日より前に設置されている既存施設はA基準を満たすか、A基準に合致しない場合は点検回数が多いB基準を満たす必要があります。次ページ以降に有害物質使用特定施設等に係る構造基準の適用範囲に関する例、構造基準及び定期点検の方法の整理表を示します。

また、有害物質使用特定施設を廃止したときは、土壤汚染対策法に基づき、土壤の汚染状況について調査する義務が生じます。法第5条に基づく届出等を行う際は、廃止時の調査を見据えて、以下の事項に留意して書類等を作成してください。

- (1) 有害物質を使用する場所については平面図中にその旨を記載してください。
(特定施設以外にも有害物質を使用する場所があれば、その旨の記載をお願いします。)
- (2) 使用する有害物質については、使用する部屋ごとに記載してください。施設廃止時の土壤汚染調査の際に必要な資料となります。
- (3) 排水配管図において、有害物質に係るものについては色分けを行うなど、通常の排水管と区別してください。

1 構造基準の適用範囲

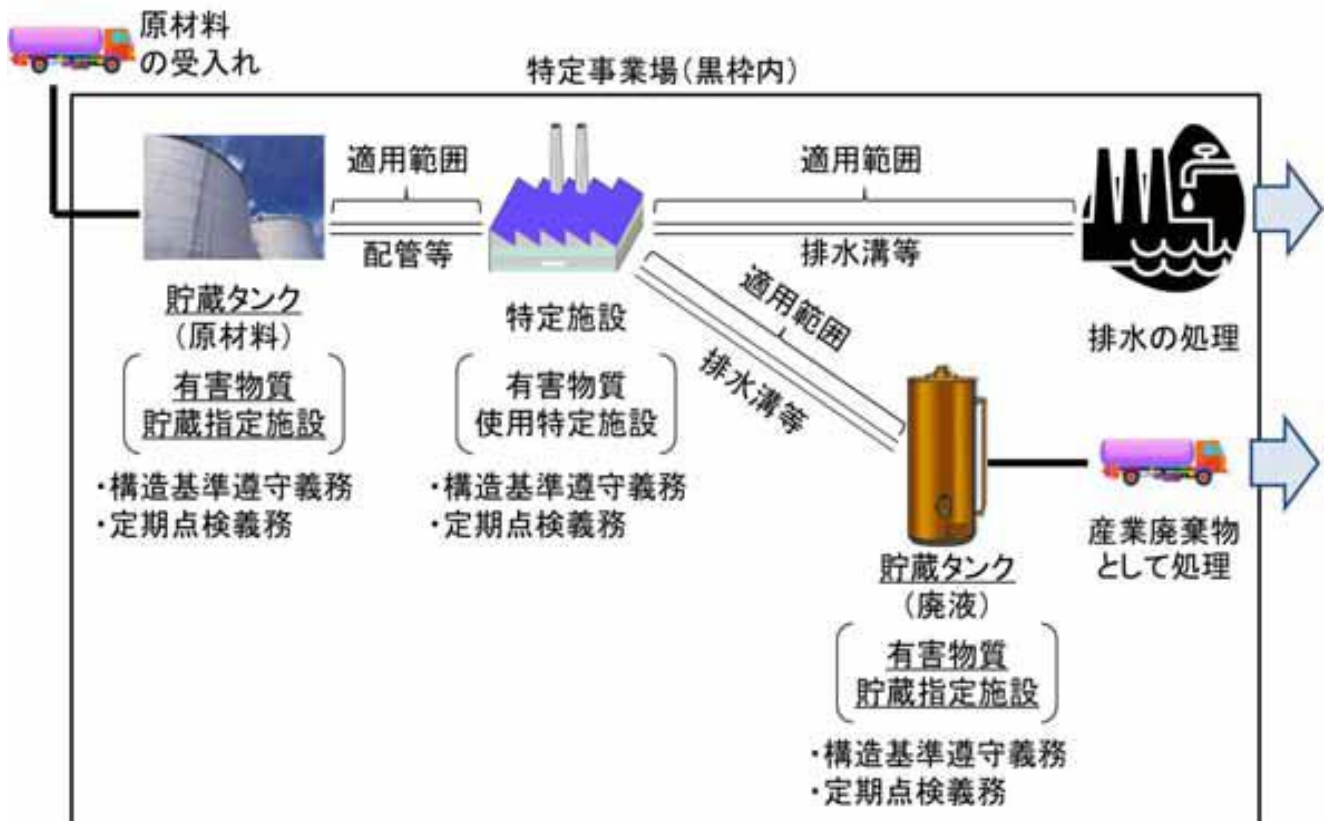


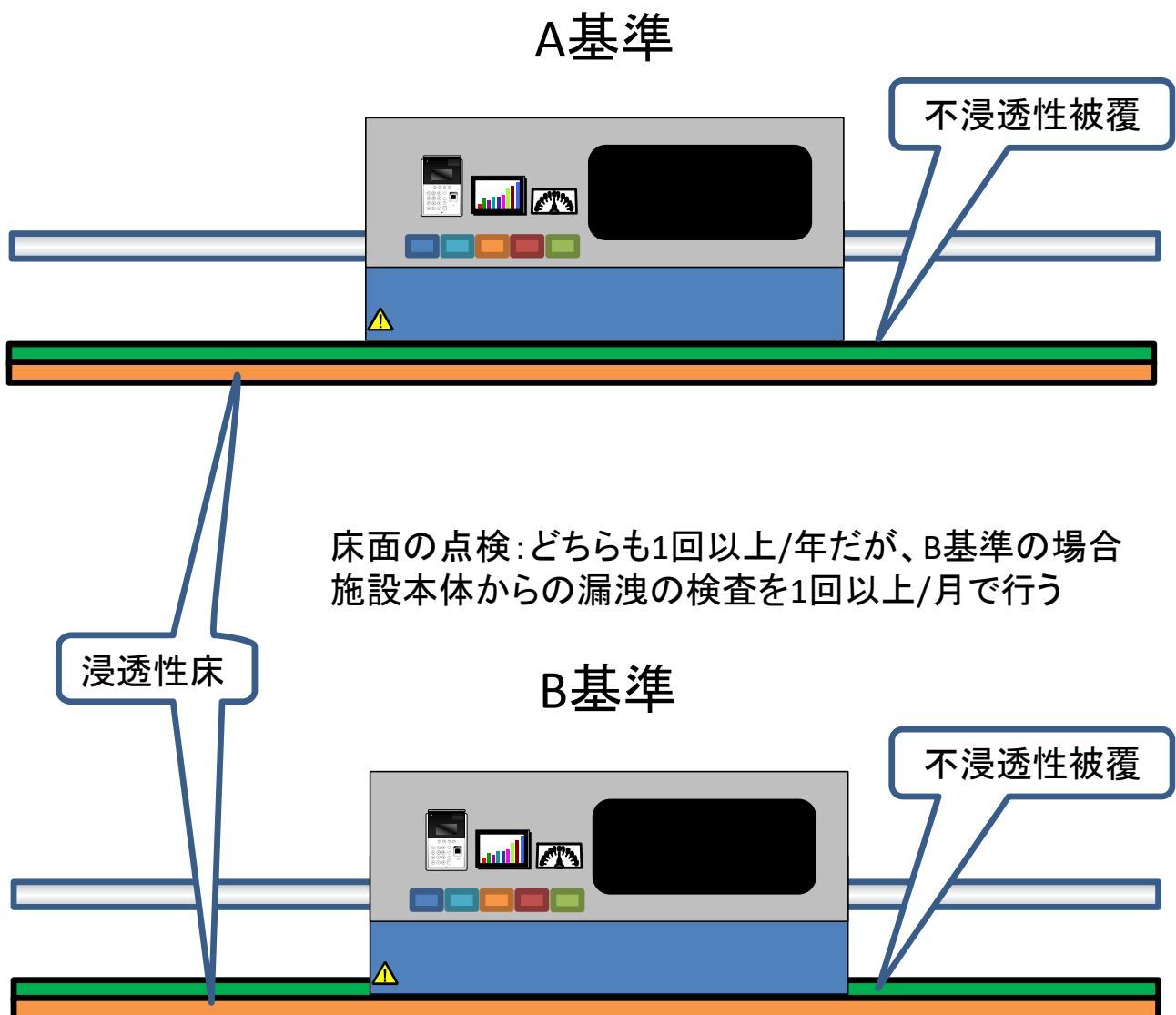
図1 構造基準の適用範囲（環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）平成25年6月」16ページより引用）

2 本体に関する基準

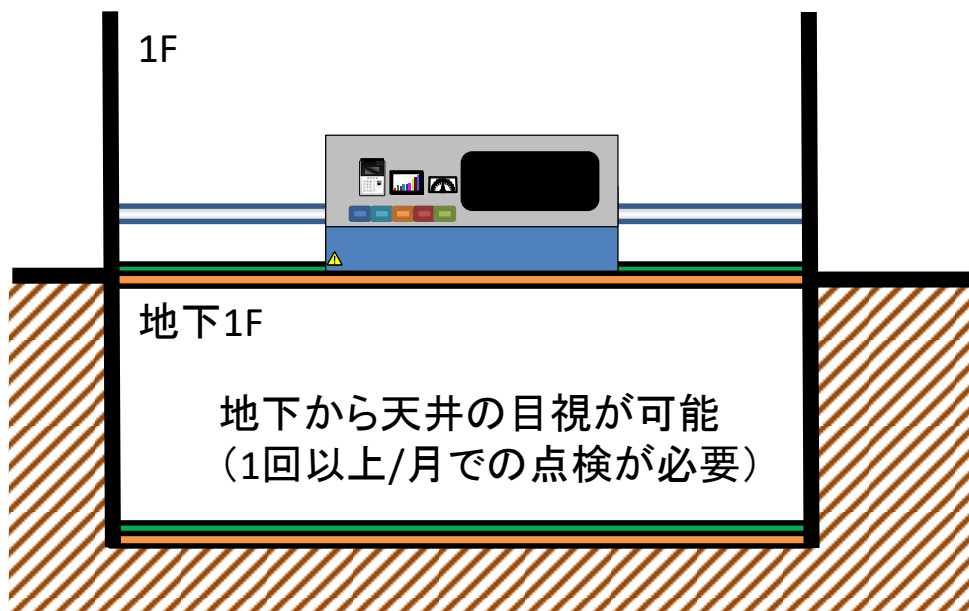
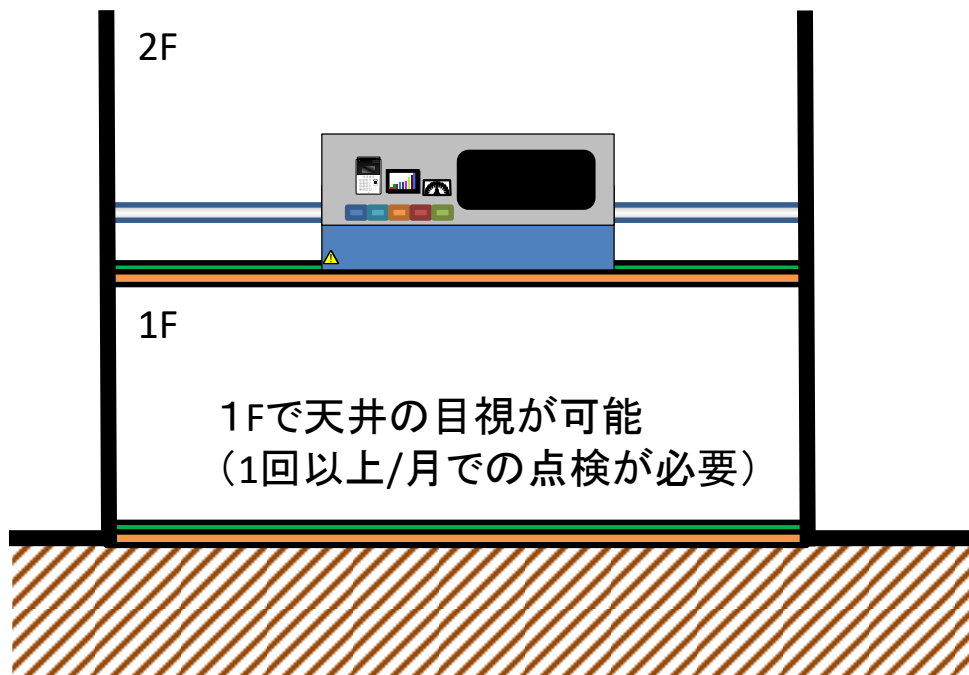
施設本体についての構造基準はありませんが、点検についての基準が設定されており、既存・新設にかかわらずひび割れや亀裂・損傷・水漏れなど年に1回以上の点検が求められています。

3 床面に関する基準

床面については本体が設置されている場所とその周辺について、基準が定められており、本体が不浸透性の床面におかれている場合はA基準、不浸透性では無い場合はB基準となります（ただし、下階等から容易に点検できる場合はA基準となります）。なお、B基準の場合でも施設周辺の床面は不浸透性である必要があります。



A基準、B基準となるものの例

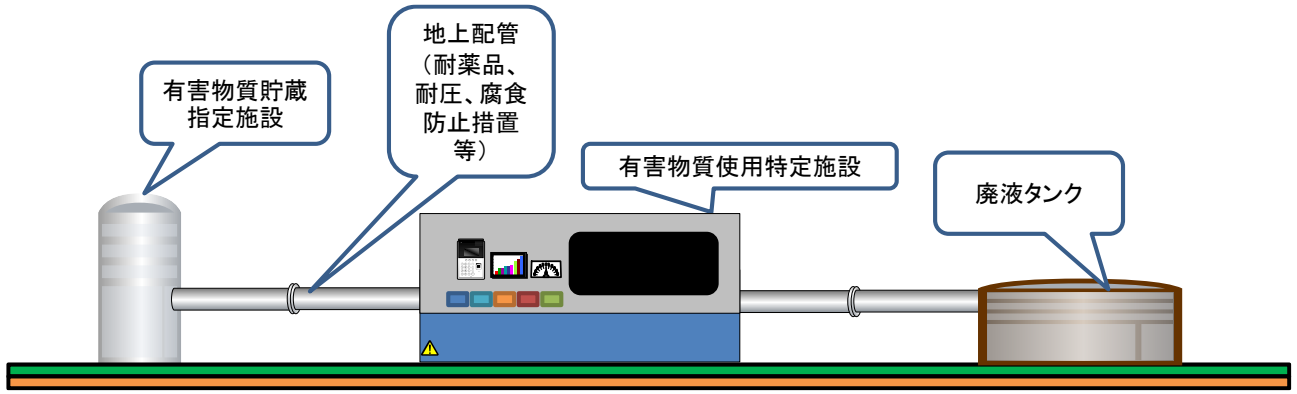


A 基準のただし書きに相当する場合の例

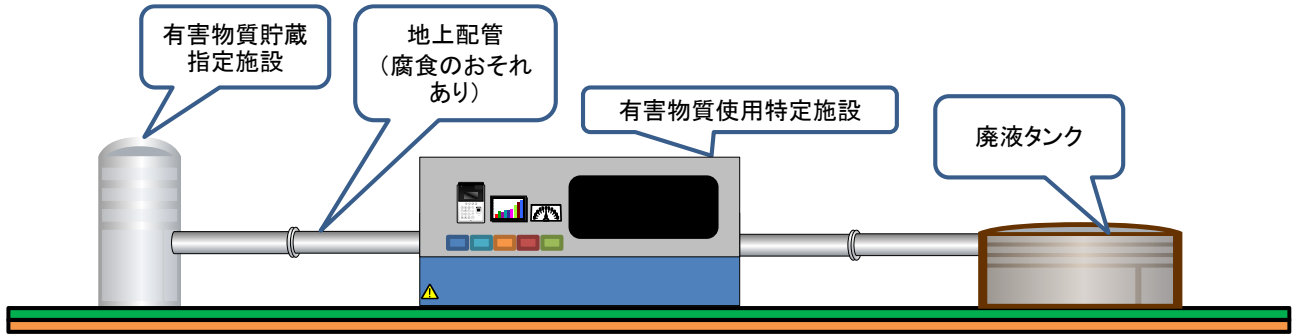
4 配管に関する基準

配管類については地上への設置、トレンチ内部への設置や地中への設置など条件によって基準が異なりますが、容易に点検が可能な地上設置やトレンチ内部への設置に比べ、点検が困難かつ直接汚染が生じるような地中への設置については基準がより厳しく設定されています。

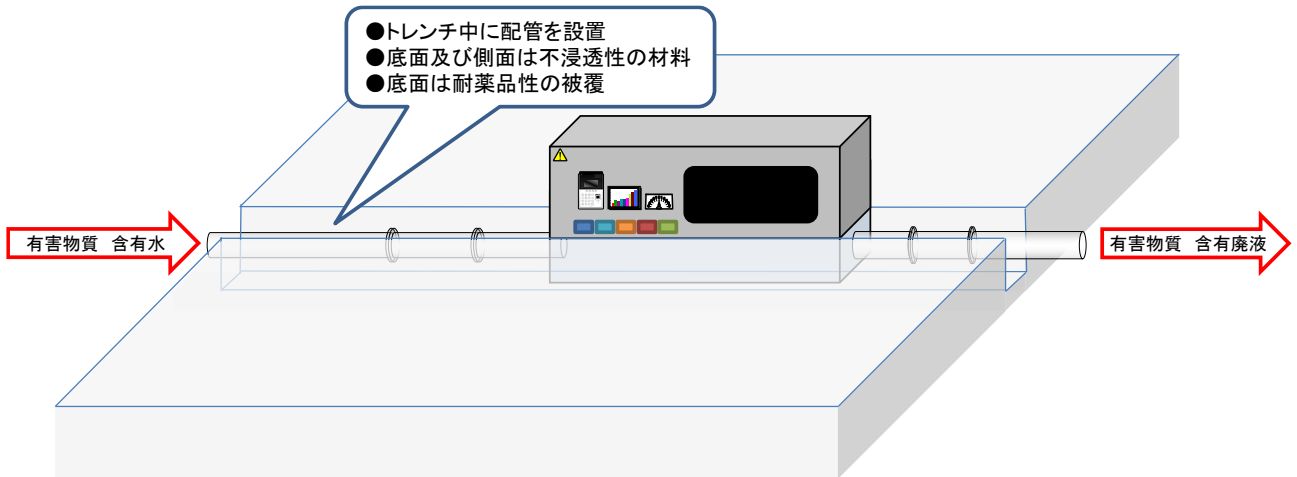
配管等が十分な強度を持ち、不浸透性、耐腐食性などの基準を満たす場合は A 基準、いずれかの基準を満たせない場合は B 基準となり、点検回数が多くなります。



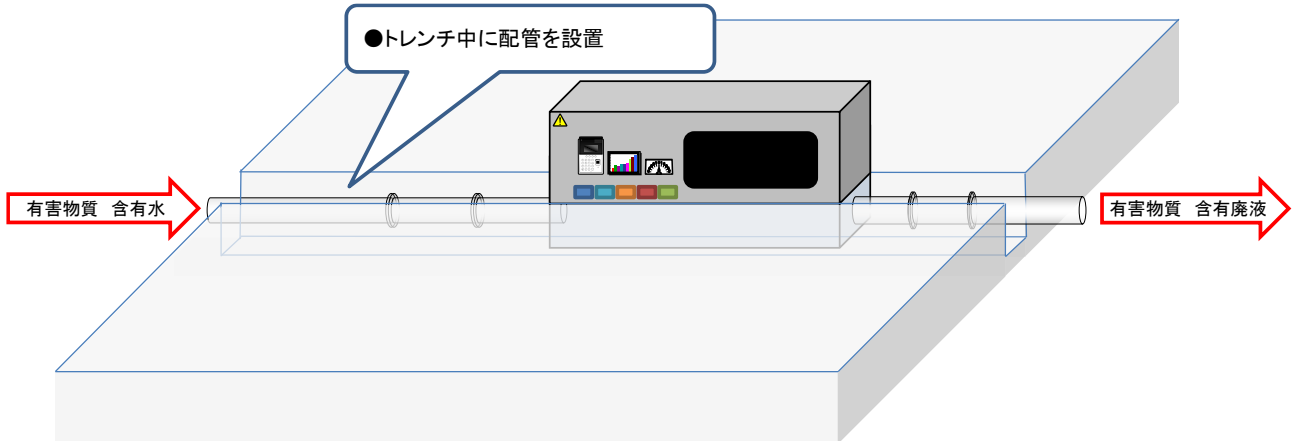
A 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/年)



B 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/6 月)



A 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/年)



B 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/6 月)

5 構造基準及び定期点検の方法の整理表

A 基準：新設施設（平成 24 年 6 月 1 日以降に設置）に適用される施設

B 基準：A 基準に適合しない既設施設（平成 24 年 6 月 1 日より前に設置した施設）
に適用される施設

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
床面及び周囲	以下の 1～3 のいずれかに適合すること			
	A 基準 1 次のイ・ロに適合すること。 イ 床面は、コンクリート等の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること ロ 防液堤等が設置されていること。	① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①・② 1年に1回以上	規則第八条の三 第一項第一号
	2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	規則第八条の三 第一項第二号
	3 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものであること	床の下への漏えいの有無	1月に1回以上	規則第八条の三 ただし書き
	以下の 1又は2のいずれかに適合すること			
	B 基準 1 次のイ・ロに適合すること。 イ 施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がコンクリート等の不浸透性を有する材料による構造（必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されているもの）ではない施設であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置を適切に配置されている又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がコンクリート等の不浸透性を有する材料による構造（必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されているもの）ではない施設であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準に適合すること	① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れその他の異常の有無 ③ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ④ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	①・②・③ 1年に1回以上 ④ 目視又は漏えい等を検知する装置にて行う場合は1月に1回以上 その他の方法により水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数	附則第三条
施設本体	A・B 共通 施設本体に関する基準なし	① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①・② 1年に1回以上	—

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
付帯する地上配管	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
	A基準 1 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 (ただし、腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない。)	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①・② 1年に1回以上	規則第八条の四
	2 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。			
B基準	配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①・② 6か月ごとに1回以上	附則第四条
付帯する地下配管	以下の1から3のいずれかに適合すること			
	A基準 1 次のイ・ロに適合すること。 イ トレンチの中に設置されていること。 ロ イのトレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①・②・③ 1年に1回以上	規則第八条の四
	2 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 (ただし、腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない。)	① 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 ② 同等以上の方法による点検	① 1年に1回以上 ※1 ② 方法に応じた適切な回数	
	3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数	
	B基準	以下の1から3のいずれかに適合すること		
1 トレンチの中に設置されていること。	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①・②・③ 6か月ごとに1回以上	附則第四条	
2 配管等からの漏えい等を検知するための装置又は配管等における水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置する等の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1か月ごとに1回以上 ただし、有害物質の濃度の測定による点検を行う場合は3か月ごとに1回以上		
3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数		

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
排水溝等	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
	A基準 1 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 ^{※2}	規則第八条の五
	2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数	
	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
B基準 1 排水溝等からの水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置する等の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	① 6か月ごとに1回以上 ② 1か月ごとに1回以上 ただし、有害物質の濃度の測定による点検を行う場合は3か月ごとに1回以上	附則第五条	
2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数		
地下貯蔵施設	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
	A基準 1 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 (ただし、腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない。) ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置やその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 ② ①と同等以上の方法による点検	① 1年に1回以上 ^{※3} ② 方法に応じた適切な回数	規則第八条の六
	2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数	
	以下の1から3のいずれかに適合すること			
B基準 1 次のイ・ロに適合すること。 イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置や、その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置や、その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1か月ごとに1回以上 ただし、有害物質の濃度の測定による点検を行う場合は3か月ごとに1回以上	附則第六条	
2 次のいずれにも適合すること。 イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置や、その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力もしくは水の水位の変動の確認 ② ①と同等以上の方法による点検	① 1年に1回以上 ^{※1} ② 方法に応じた適切な回数		
3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数		

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
使用の方法	以下のイ・ロ・ハ・二に適合すること。			
	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配等有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認等の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 二 イ～ハに掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	管理基準からの逸脱の有無及びこれに伴う水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年に1回以上	規則第八条の七

※1 次の①又は②のいずれかに該当する場合で、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合の点検回数は3年に1回以上

- ① 危険物の規制に関する規則第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて、消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合
- ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置するなど有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合

※2 排水溝等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置するなど有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合で、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合の点検回数は3年に1回以上

※3 次の①又は②のいずれかに該当する場合で、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合の点検回数は3年に1回以上

- ① 危険物の規制に関する政令第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて、消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合
- ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置するなど有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合